

社会福祉法人光輪会 法令遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光輪会（以下、「法人」という。）における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等がすべての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の事業活動が高い倫理性を持って行われるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに法人の定款、諸規程（細則、要領等を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、法人の役員等及び職員等をいう。

4 この規程において「法人の事業活動」とは、法人『定款』第1条に規定する事業の活動をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、法人の事業活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが法人の事業活動の一端を担っていることを深く意識し、常に誠実に判断し行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、法人の事業活動を発展させることにより、『定款』第1条に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(法令遵守責任者)

第4条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

2 前項の法令遵守責任者は、理事長が選任するものとする。

3 法令遵守責任者は、法人全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、法人の事業活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

(法令等の遵守)

第5条 役職員等は、法人の事業活動の実施、経理事務の遂行等に当っては、関係法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等法人の事業活動、経理事務の遂行の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、法人の事業活動で得たデータ等の記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第6条 役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図る為には、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第7条 役職員等は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(法令等違反の通報)

第8条 役職員等は、法人の事業活動全般、経理事務において、不正とみられる行為・処理を発見した場合は、直ちに法令遵守責任者に通報するものとする。この場合、法令遵守責任者は、当該役職員に対していかなる不利益行為もしてはならない。

2 法令遵守責任者は、役職員等からの不正発見の届出があった場合は、直ちに是正措置を行うとともに、理事長に報告し、対応を協議するものとする。

3 役職員等は、事実を反することを知って通報、個人的な利益を図る目的、誹謗・中傷目的による通報、その他不正の目的による通報をしてはならない。

【附 則】

この規程は、平成29年4月1日から施行する。